社会福祉法人三矢会役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人三矢会の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

（定義）

第２条　この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（理事及び評議員の報酬等）

第３条　非常勤の役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表１に定めるところにより、報酬を支給し、及び実費を弁償する。

２　前項の報酬等及び実費は、その都度、原則として、現金により支給し、及び弁償する。

３　常勤の役員には、報酬月額 500,000 円を支給する。

３－２　非常勤の理事長には、報酬月額 250,000 円を支給する。

３－３　非常勤の役員には、報酬日額 20,000 円を支給し、及び実費を弁償する。

（監事の報酬等）

第４条　監事が社会福祉法人三矢会定款第 20 条に規定する業務を行ったときは、別表２に定めるところにより、報酬を支給し、及び実費を弁償する。

２　前項の報酬等及び実費は、その都度、原則として、現金により支給し、及び弁償する。

（適用除外）

第５条　施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（雑則）

第６条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

２　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附　則

この規程は、平成 20 年５月 28 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年８月５日から施行する。

附　則

この規程は，令和７年６月 30 日から施行し，令和７年６月分の報酬から適用する。

別表１

名　　称	報　　酬	実費弁償額
理事会出席報酬等	10,000 円	実費（バス運賃とする。）
評議員会出席報酬等	5,000 円	実費（バス運賃とする。）

別表２

名　　称	報　　酬	実費弁償額
監事監査指導報酬等	15,000 円	実費（バス運賃とする。）